

第3集刊行に寄せて

看護学科主任 石橋 カズヨ

「活水論文集—看護学部編」第3集は、看護学生を対象とした質的研究と量的研究の各1編が「研究報告」に、また、看護の専門性の枠を超えて養成プログラムにチャレンジした学生達がピアカウンセラー認定を受けた過程が「資料」として掲載されています。いずれも教育や社会に還元されていくことが期待される論文として刊行の運びとなったことに感謝いたします。

大学人としての教員は、自らの研究計画・倫理申請・実施・報告の過程において、研究者として「倫理指針」を遵守しながら、当論文集への掲載に限らず、多くの学会誌への投稿に努力しています。学生もまた、看護研究原論、看護研究Ⅰ・Ⅱ（卒業論文）に取り組む過程で、研究倫理教育の一環でもある研究的態度を身につけるべく学びを重ねています。

そのような教育・研究の指針としてきた「疫学研究に関する倫理指針」（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号）と「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年厚生労働省告示第415号）は、平成27年3月31日で廃止されることになっています。平成26年12月22日に公布（通知）された、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）は、先の両指針を見直し統合されたもので、平成27年4月1日から施行されるものです。新指針に基づき研究が適正に行われるよう必要な組織体制や内規の整備等の措置を講じることが求められています。と同時に研究機関の長及び研究責任者の責務に関する規定のほか、種々の内容が網羅されており、必読し、今後の指針としなければなりません。看護学部倫理委員会においても、規定の作成並びに施行の指針としてきたものは、「ヘルシンキ宣言」や「看護学研究における倫理指針（日本看護協会）」の他、前述した二つの倫理指針でした。2014年度も既に60件の審査を終えていますが、2015年度は新指針を踏襲した研究活動が遂行できるよう見直してまいります。

看護学部の教員・学生の多くが取り組んでいる「研究対象が人である研究」では、人権を尊重し、生命を守り且つ安全に実施することが前提であり、研究者の社会的責任や高い倫理性が要求されることとなります。研究責任者・共同研究者としての倫理を遵守し、社会の要請に応えられるよう、取り組んでまいりましょう。本書が多くの学生や先生方の目に触れ、ご感想ご意見をいただくことによって第4集の布石となるよう祈念いたします。